

茨城県広域避難計画（案）の概要

第1 広域避難計画の策定

- **策定の趣旨**
あらかじめ避難計画を策定することとされている市町村の取組を支援するため、広域的な避難先や避難経路、輸送手段など必要な事項を定めるもの
- **策定にあたっての基本的な考え方**
 - ・更なる避難を避けるため避難先はUPZ外とし、避難先地域は一体的なまとまりを確保
 - ・PAZでは放射性物質放出前の全面緊急事態において直ちに避難を実施し、UPZでは放射性物質放出後、OILに基づき段階的に避難
 - ・要配慮者の避難については安全かつより迅速に行われるよう配慮
 - ・避難手段は自家用車を基本とするが、他の輸送手段についても検討

第2 計画の基本的事項

- **対象市町村** 東海第二発電所から概ね30km圏内の14市町村、約96万人
- **避難先** 県内の30市町村及び県外 *県外の具体的な避難先は協議中
- **避難経路** 高速道路や国道などの主な幹線道路を設定
- **防護措置** 事故発生から放射性物質放出前 →EALに基づき避難
放射性物質放出後 →OILに基づき避難・一時移転等
- **避難等を適切・円滑に進めるための取組** 平素から避難等に関する事項を啓発・普及

第3 住民の避難等に係る広報

- **広報の基本方針**
 - ・情報提供は広報媒体を効果的に活用し、国、県、市町村等が連携して繰り返し定期的を実施
 - ・障害者や外国人等にも配慮したわかりやすい広報の実施
- **事故の各段階に応じた広報**
 - ・事故発生から放射性物質放出前の段階 →正確な事故情報の提供、冷静な行動の呼びかけ
 - ・放射性物質放出後の段階 →避難等の対象地域名、スクリーニング実施場所等の広報

第4 住民等の避難

- **一般住民**
 - ・PAZでは所在場所からの避難が原則。自家用車を使用しない等の住民は一時集合所からバス等で避難。児童・生徒は学校から避難（児童・生徒の引渡し方法はあらかじめ定めておく）
 - ・UPZでは自宅又は屋内退避場所から避難。スクリーニングを実施。
- **要配慮者**
 - ・PAZの社会福祉施設の入所者等は、全面緊急事態の前の段階（施設敷地緊急事態）で避難を開始し、あらかじめ定めた施設等へ避難
 - ・在宅の避難行動要支援者は避難支援等関係者の協力を得て避難し必要に応じ福祉避難所へ
- **一時滞在者（観光客等）** 一時滞在者には帰宅勧告
- **外国人への配慮**

第5 複合災害への当面の対応

- ・避難先の被災状況の確認、受入が困難な場合の避難先の確保、国への支援要請
- ・被災した道路情報等を迅速に提供

第6 安定ヨウ素剤の配布・服用及びスクリーニングの実施

- **安定ヨウ素剤の配布・服用**
 - ・PAZ 県は全面緊急事態において直ちに事前配布した安定ヨウ素剤の服用を指示
 - ・UPZ 県は避難対象市町村と連携し安定ヨウ素剤を配布するとともに服用を指示
- **スクリーニングの実施**
 - ・県は国や指定公共機関等と連携協力してスクリーニング及び除染を実施
 - ・スクリーニングはUPZの境界周辺で実施

第7 避難所の開設と運営等

- ・開設・運営 避難先市町村が避難所を開設し、早期に避難元市町村へ運営を移管
- ・避難物資の確保 ・避難者名簿の作成 ・避難が長期化した場合の対応
- ・避難所における要配慮者の支援 ・行政窓口の設置

第8 避難状況の確認

- ・住民避難の確認 ・避難者の所在確認

第9 今後の課題

- 県外の避難先の確保 ○スクリーニング実施体制の確保 ○安定ヨウ素剤の配布体制
- 複合災害への対応